



藤 監 第 83 号

令和元年11月14日

藤 枝 市 長 北 村 正 平 様

藤 枝 市 議 会 議 長 藪 崎 幸 裕 様

藤枝市監査委員 鈴木 正 和

藤枝市監査委員 山 根 一

令和元年度 財政援助団体等監査結果報告（第2回分）

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政援助団体監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり報告します。

1 監査の種類

財政援助団体監査

2 監査の対象

藤枝市民生委員・児童委員協議会

3 監査の範囲

平成29年度及び30年度における財政援助に係る出納その他の事務の執行状況

4 監査の主眼及び方法

監査は、財政援助に係る出納その他の事務が適正かつ効率的に行われているかに主眼を置き、平成29年度及び30年度に団体に交付した藤枝市民生委員児童委員協議会事業費補助金を対象に、藤枝市民生委員・児童委員協議会及び健康福祉部福祉政策課から提出された関係書類を検査するとともに、関係者から説明を求め、事業の実施状況及び補助金の執行状況について監査を実施した。

5 監査の期日

令和元年9月27日

6 監査の結果

(1) 団体の概要

ア 藤枝市民生委員・児童委員協議会会則制定

平成4年5月1日

藤枝市内の地区民生委員・児童委員協議会の相互の連絡、調整及びその構成員の資質向上と親睦を図り、併せて地域社会の福祉増進に寄与することを目的として設立された。

イ 委員数（令和元年8月31日時点）

239人（定数244人）

ウ 役員及び事務局（令和元年度）

【役員】会長1名、副会長2名、副会長兼会計1名、理事19名、監事2名

理事は、12地区会長（稲瀬、葉梨、広幡、西益津、藤枝1、藤枝2、青島1、青島2、高洲1、高洲2、大洲、岡部）、6部会長（生活保護、母子父子、児童福祉、高齢者福祉、障害者福祉、地域福祉）及び主任児童委員連絡会会長で構成する。

【事務局】健康福祉部 福祉政策課

エ 主な事業（会則より）

(7) 民生・児童委員の職務遂行に必要な知識及び技術を習得するために研修を行うこと。

- (イ) 地区民児協の強化と相互連絡及び親睦を図ること。
- (ウ) 社会福祉関係の機関及び団体との連携と協力を推進すること。
- (エ) 相互共励に関すること。
- (オ) その他、この会の目的達成に必要なこと。

(2) 市からの財政援助（藤枝市民生委員児童委員協議会事業費補助金）

平成29年度、30年度に藤枝市補助金等交付規則、藤枝市民生委員児童委員協議会事業費補助金交付要綱に基づき交付された補助金は次のとおりである。

平成29年度 35,688,640円

平成30年度 34,743,840円

(3) 事業収支決算の状況

平成29年度及び30年度の収支決算の状況は次表のとおりである。

ア 平成29年度 藤枝市民生委員・児童委員協議会会計収支決算

【収入】

(単位：円)

項目	予算額	決算額	説明
助成金	36,989,640	36,989,640	
市補助金	35,688,640	35,688,640	
社協助成金	1,301,000	1,301,000	
繰越金	731,528	731,528	
諸収入	488,832	608,907	
雑収入	832	119,907	預金利子、県主催100周年記念事業バス代補助
会費	488,000	489,000	年会費、ジャンパー作成負担金
合計	38,210,000	38,330,075	

【支出】

(単位：円)

項目	予算額	決算額	説明
会議開催費	180,000	81,224	
総会費	100,000	23,446	会場費、資料印刷経費
会長会・理事会費	80,000	57,778	
研修事業費	1,030,000	476,699	
調査活動費	150,000	4,366	
全員協議会費	100,000	0	
専門部会費	380,000	316,353	会場費、講師料、視察研修バス代
主任児童委員会費	100,000	32,100	会場費、講師料、文具代
四市二町合同研修会費	100,000	4,000	会場費、会長会の参加経費
研修費	200,000	119,880	県主催100周年記念式典バス代

地域福祉活動費	19,447,800	19,447,800	
地区民児協運営費	19,447,800	19,447,800	各地区活動費
広報費	450,000	281,404	
広報費	450,000	281,404	広報誌作成費用
互助共励事業費	488,000	488,000	
互助共励事業費	488,000	488,000	
事務費	490,000	260,475	
旅費	200,000	136,360	市外での研修会参加者旅費
需用費	100,000	66,163	文具代
通信運搬費	80,000	11,130	郵送料
手数料	80,000	45,900	地区への振込
慶弔費	30,000	922	
指導活動費	14,611,040	14,448,280	
県社協会費	170,800	170,800	700円×244人(定数分)
全国民生委員互助共励会費	463,600	463,600	1,900円×244人(定数分)
県民協会費	732,000	732,000	3,000円×244人(定数分)
県民協退任慰労金会費	244,000	244,000	1,000円×244人(定数分)
市社協会費	244,000	244,000	1,000円×244人(定数分)
県補助会長会活動費	215,040	215,040	県補助規定額
民生委員活動費	12,541,600	12,378,840	59,000円から5つの会費(7,600円)を引いた額を委員へ支給
100周年記念事業	1,500,000	1,406,067	
100周年記念事業	1,500,000	1,406,067	記念式典開催、記念時発行
予備費	13,160	0	
合 計	38,210,000	36,889,949	

収入額 38,330,075円

支出額 36,889,949円

差引額 1,440,126円

イ 平成29年度 互助共励会計収支決算

【収入】

(単位：円)

項 目		収入額	説 明
会費		488,000	2,000円×244人分
繰入金		488,000	市民児協会計より
雑収入		23	預金利子
退任慰労金	3件(当年度申請分)	23,500	国6,000円、県17,500円
	2件(前年度申請分)	14,500	
弔慰金	2件(当年度申請分)	80,000	国45,000円、県30,000円、県社協5,000円(本人死亡1件、配偶者死亡1件)
	0件(前年度申請分)	0	
傷病見舞金	1件(当年度申請分)	50,000	国40,000円、県10,000円(※公務災害1件)
	0件(前年度申請分)	0	
災害見舞金	0件(当年度申請分)	0	
	0件(前年度申請分)	0	
繰越金		2,027,699	
合 計		3,171,722	

【支出】

(単位：円)

項 目		支出額	説 明
退任慰労金	(国・県分)	38,000	国12,000円(4件)、県26,000円(5件)
	(市分)	48,000	4件
弔慰金	(国・県分)	80,000	本人1件、配偶者1件
	(市分)	22,000	本人1件、配偶者1件、準会員1件(20年以下1件)
傷病見舞金	(国・県分)	50,000	国40,000円、県10,000円(2件)
	(市分)	10,000	2件
災害見舞金	(国・県分)	0	
	(市分)	0	
合 計		248,000	

収入額 3,171,722円
 支出額 248,000円
 差引額 2,923,722円

ウ 平成30年度 藤枝市民生委員・児童委員協議会会計収支決算

【収入】

(単位：円)

項 目	予算額	決算額	説 明
助成金	36,053,840	36,053,840	
市補助金	34,743,840	34,743,840	
社協助成金	1,310,000	1,310,000	
繰越金	1,440,126	1,440,126	
諸収入	496,034	498,205	
雑収入	8,034	8,705	預金利子、法定地区民児協会長研修 欠席者返金
会費	488,000	489,500	年会費、ジャンパー作成員担金
合 計	37,990,000	37,992,171	

【支出】

(単位：円)

項 目	予算額	決算額	説 明
会議開催費	220,000	93,555	
総会費	120,000	46,731	会場費、講師料、資料印刷経費
会長会・理事会費	100,000	46,824	
研修事業費	1,250,000	488,336	
調査活動費	200,000	8,746	
全員協議会費	150,000	17,167	
専門部会費	400,000	333,491	会場費、講師料、視察研修バス代
主任児童委員会費	120,000	25,932	会場費、講師料
四市二町合同研修会費	130,000	4,000	会長会の参加経費
研修費	250,000	99,000	法定地区民児協会長研修会参加経費
地域福祉活動費	19,816,800	19,816,800	
地区民児協運営費	19,816,800	19,816,800	各地区活動費
広報費	500,000	203,494	
広報費	500,000	203,494	広報誌作成費用
互助共励事業費	488,000	488,000	
互助共励事業費	488,000	488,000	
事務費	630,000	254,775	
旅費	250,000	168,400	市外での研修会参加者旅費
需用費	150,000	455	文具代
通信運搬費	100,000	28,400	郵送料
手数料	100,000	47,520	地区への振込
慶弔費	30,000	10,000	
指導活動費	14,611,040	14,435,450	

県社協会費	170,800	170,800	700円×244人(定数分)
全国民生委員互助共励会費	463,600	463,600	1,900円×244人(定数分)
県民協会費	732,000	732,000	3,000円×244人(定数分)
県民協退任慰労金会費	244,000	244,000	1,000円×244人(定数分)
市社協会費	244,000	244,000	1,000円×244人(定数分)
県補助会長会活動費	215,040	215,040	県補助規定額
民生委員活動費	12,541,600	12,366,010	59,000円から5つの会費(7,600円) を引いた額を委員へ支給
返還金	440,969	440,969	
市補助金返還金	440,969	440,969	
予備費	33,191	0	
合 計	37,990,000	36,221,379	

収入額 37,992,171円

支出額 36,221,379円

差引額 1,770,792円

エ 平成30年度 互助共励会計収支決算

【収入】

(単位：円)

項 目	収入額	説 明	
会費	488,000	2,000円×244人分	
繰入金	488,000	市民児協会計より	
雑収入	27	預金利子	
退任慰労金	3件(当年度申請分)	31,000	国9,000円、県22,000円
	0件(前年度申請分)	0	
弔慰金	1件(当年度申請分)	25,000	国15,000円、県10,000円(配偶者死亡1件)
	0件(前年度申請分)	0	
傷病見舞金	5件(当年度申請分)	75,000	国50,000円、県25,000円
	0件(前年度申請分)	0	
災害見舞金	0件(当年度申請分)	0	
	0件(前年度申請分)	0	
繰越金	2,923,722		
合 計	4,030,749		

【支出】

(単位：円)

項 目	支出額	説 明	
退任慰労金	(国・県分)	31,000	国9,000円(3件)、県22,000円(3件)
	(市分)	58,000	3件

弔慰金	(国・県分)	25,000	配偶者 1 件
	(市分)	13,000	配偶者 1 件、準会員 2 件
傷病見舞金	(国・県分)	75,000	国 50,000 円 (5 件)、県 25,000 円 (5 件)
	(市分)	25,000	5 件
災害見舞金	(国・県分)	0	
	(市分)	0	
合 計		227,000	

収入額 4,030,749 円

支出額 227,000 円

差引額 3,803,749 円

(4) 総括

監査対象の補助金に係る出納その他の事務について監査した結果、団体の事業執行に係る事務及び経理事務において、総会議事録が作成されていない、会議録など団体の活動に関する書類が補助金交付要綱に定める 5 年間保存されていない、補助金交付申請伺い等の伺い文書に会長、副会長の決裁がない、備品取扱いについての規定がない、互助共励規程に不備が見受けられたので、適正に事務処理するよう指導するとともに、常に委員が欠員している地区においては早期に委員を選任し、欠員を解消すること、団体の収支決算に繰越金が生じていることから、会費の目的、あり方及び事業内容等について検討するよう併せて指導した。また、団体の事務局である健康福祉部福祉政策課においては、補助金交付申請事務と市の補助金交付事務の担当者が同一人物であったので、それぞれの担当者を分けるように指導するとともに、所管課として団体に対し引き続き指導・監督するよう併せて指導した。

民生委員制度は、大正 6 年（1917 年）5 月に済世顧問制度に始まり、昭和 3 年（1928 年）に方面委員制度により全国に普及し、昭和 23 年（1948 年）に民生委員法の施行により現在の民生委員となり、民生委員は社会奉仕の精神をもって常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な助言を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとされ、市の区域に置くことが定められた。また、児童福祉法の規定により民生委員は児童委員に充てられるものとされ、平成 6 年（1994 年）には、主任児童委員制度が創設され、平成 29 年（2017 年）に民生委員制度創設から 100 周年を迎えた。

藤枝市民生委員・児童委員協議会は、各地区の民生委員・児童委員の日常の援助、相談活動の中で個人では対応が難しい問題を持ち寄り、協力し合って解決を図り、地域活動の充実と地域協議会の運営、活動などを支援するなど、その役割を担ってきたことは評価するところである。しかし、近年は社会情勢の変化により少子・高齢化が進み、地域住民同士のつながりの希薄化による社会的孤立、子どもの貧困、児童虐待など、福祉に関する問題は複雑化・多様化していることから、地域のつなぎ役である民生委員・児童委員の役割はより重要となってきた。今後も引き続き、関係行政機関との連絡を密にし、援助を必要とする人への助言や福祉サービスについての情報提供などの援助を適時、適切に行い、地域住民の福祉の増進に寄与されるよう望むものである。